

国立大学法人金沢大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することとしている。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成17年人事院勧告を参考にして、以下の改定を行った。 ①本給を6.7%引き下げた。(ただし、改定前の本給の月額に達しないこととなる者には、本給の月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。) ②期末特別手当(賞与)の12月期の支給率を1.725から1.75に引き上げた。 ③地域手当(1%)を新設した。
理事	①本給を6.7%引き下げた。 ②期末特別手当(賞与)の12月期の支給率を1.725から1.75に引き上げた。 ③地域手当(1%)を新設した。
監事	同上
理事(非常勤)	該当なし
監事(非常勤)	本給を6.7%引き下げた。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
法人の長	千円 20,854	千円 14,676	千円 5,990	千円 147 41 (地域手当) (寒冷地手当)		
理事 (6人)	千円 84,233	千円 57,936	千円 23,931	千円 1,383 413 150 420 (地域手当) (通勤手当) (寒冷地手当) (単身赴任手当)	4月1日1名	
監事 (1人)	千円 12,479	千円 8,736	千円 3,566	千円 87 49 41 (地域手当) (通勤手当) (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,036	千円 2,016	千円 0	千円 20 (地域手当)		

注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に勤務する役員に支給しているものである。なお、支給対象地域からの異動者で、当該異動前の支給割合の方が高い場合には、異動の日から2年を経過するまでの間、異動保障として支給することとしている。

3 役員退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円 2,709 (53,529)	年 月 2 (40)	H18.3.31	1.0	経営協議会において、同人の大学運営に対する5項目(大学経営、社会貢献、危機管理、研究活性、情報発信)について審議され、在職期間中の勤務成績を考慮して、退職手当の増額又は減額を行わなかった。
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

注:「支給額(総額)」欄に、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定された当初予算の範囲内で運用する。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 国家公務員、独立行政法人及び他の国立大学法人の給与水準を考慮する。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 人件費の範囲内で、勤務成績により勤勉手当(6月, 12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号給数)を決定する。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6ヶ月間の職員の勤務成績に応じた成績率によって勤勉手当を支給する。
昇格・降格	昇格:その職務の級について定められた必要経年数又は必要在級年数を有する職員について、その職員の勤務成績等に基づき選考により1級上位の職務の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績がよくない場合、下位の職務の級に降格することがある。
昇給	昇給日前1年間の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じた号給数を、昇給させることができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ①本給表の水準:平均4.8%引き下げた。
- ②本給表:改正前の号給を4分割し、すべての職員の本給月額を新本給表に切替えた。
(ただし、改正前の本給の月額に達しないこととなる者には、本給の月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。)
- ③本給の調整額:調整基本額を引き下げた。
(ただし、経過措置基準額(改定前の額)に達しないこととなる職員には、改定後の本給の調整額のほか、その差額に相当する額に期間に応じて定める割合を乗じて得た額を支給する。
平成18年度の割合は、100分の100)
- ④地域手当の新設:民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に勤務する職員に対し支給する。石川県内3%、東京都のうち特別区18%、愛知県名古屋市12%
(ただし、平成18年度については、石川県内1%、東京都のうち特別区13%、愛知県名古屋市11%)
- ⑤期末・勤勉手当:6月期の勤勉手当の支給率を0.725に引き上げた。
- ⑥昇給:特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階(A~E)設けることにより、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入した。
(ただし、平成18年度の一般職員(般(一))6級以下及びこれに相当する職員)の昇給は、「特に良好」、「良好」、「良好であると認められない」の3段階とした。)
- ⑦地方からの人事交流者の給与決定:教育職(二)、教育職(三)については、地方の給与をベースに決定することとした。
- ⑧非常勤職員の給与:常勤に準じて給与額に地域手当(1%)を加算した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1917	歳 44.0	千円 7,093	千円 5,121	千円 62	千円 1,972
事務・技術	人 430	歳 41.5	千円 5,478	千円 4,009	千円 76	千円 1,469
教育職種 (大学教員)	人 913	歳 48.0	千円 8,894	千円 6,368	千円 69	千円 2,526
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 378	歳 37.1	千円 4,962	千円 3,622	千円 31	千円 1,340
技能・労務職種	人 15	歳 49.9	千円 5,031	千円 3,692	千円 78	千円 1,339
教育職種 (附属高校教員)	人 42	歳 46.0	千円 7,685	千円 5,618	千円 45	千円 2,067
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 49	歳 43.2	千円 6,942	千円 5,085	千円 74	千円 1,857
医療職種(病院医療技術職員)	人 90	歳 42.6	千円 5,639	千円 4,105	千円 46	千円 1,534

任期付職員	人 5	歳 52.7	千円 7,995	千円 5,695	千円 38	千円 2,300
教育職種 (特任教員)	人 5	歳 52.7	千円 7,995	千円 5,695	千円 38	千円 2,300

非常勤職員	人 96	歳 39.5	千円 3,564	千円 2,996	千円 71	千円 568
事務・技術	人 31	歳 49.8	千円 3,782	千円 2,756	千円 125	千円 1,026
教育職種 (大学教員)	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
医療職種 (病院医師)	人 42	歳 34.0	千円 3,345	千円 3,345	千円 45	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
技能・労務職種	人 6	歳 57.3	千円 4,215	千円 3,046	千円 56	千円 1,169
医療職種 (病院医療技術職員)	人 15	歳 26.5	千円 3,314	千円 2,440	千円 44	千円 874

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のうち「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、実験助手等を示す。

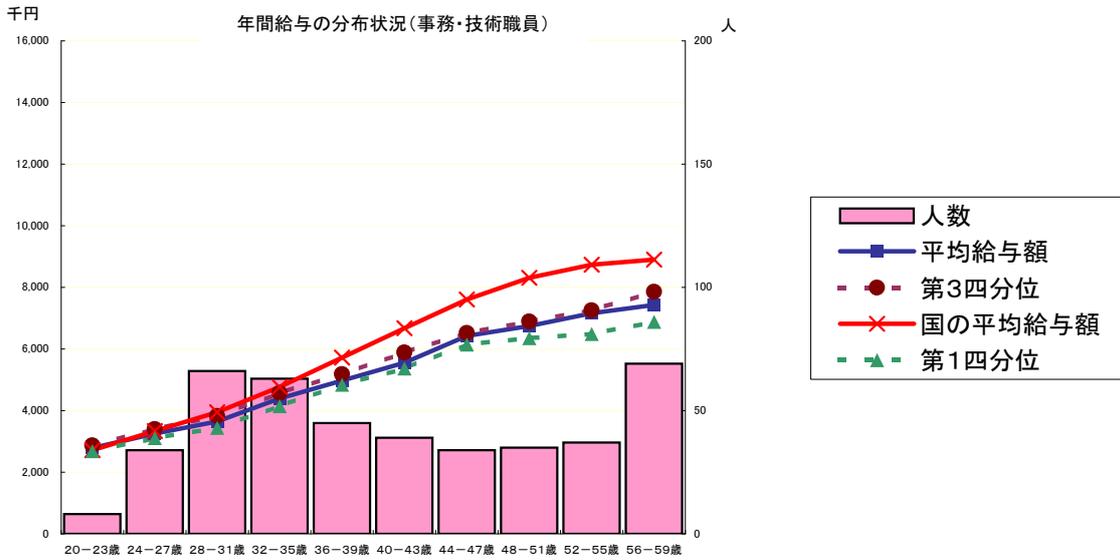
注3:在外職員及び再任用職員については該当者がいないため、表を省略した。

注4:任期付職員の事務・技術職員、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、表を省略した。

注5:任期付職員の「教育職種(特任教員)」とは、研究・教育及び診療活動の活性化、高度化を図るために特別に雇用する者を示す。

注6:非常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

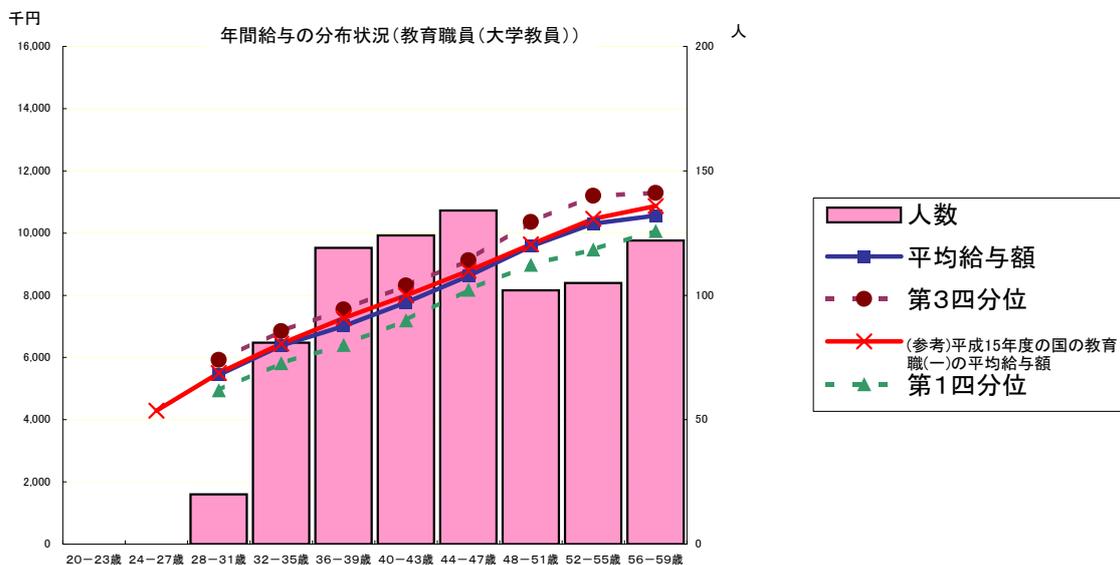


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

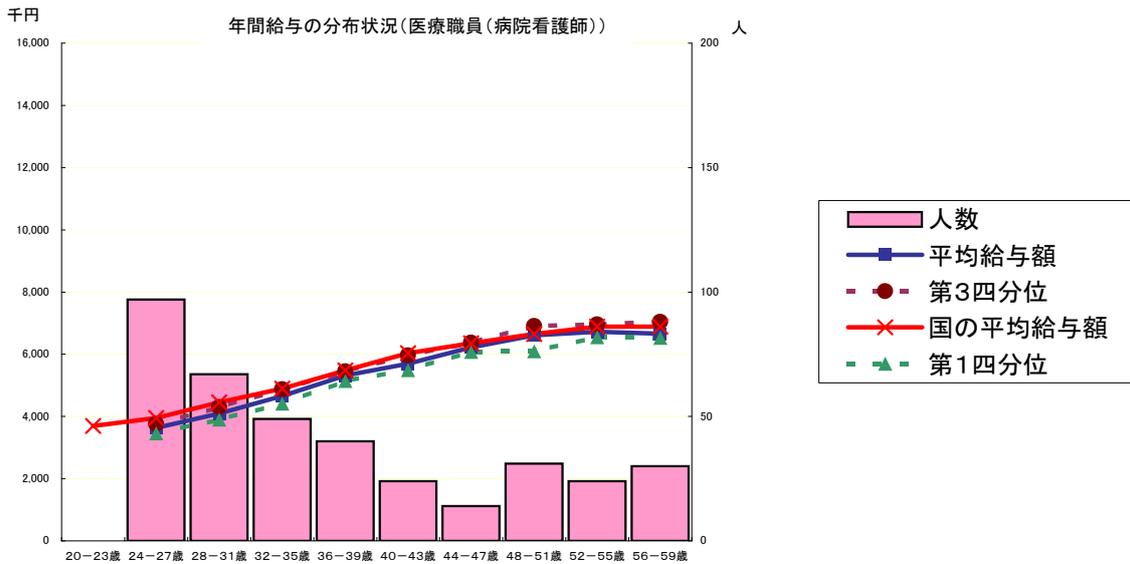
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	9	57.6	8,318	11,258	9,652	8,318	11,258
課長	18	54.9	7,710	8,957	8,322	7,710	8,957
課長補佐	39	55.5	7,060	7,576	7,352	7,060	7,576
係長	150	47.3	5,600	6,720	6,163	5,600	6,720
主任	85	39.1	4,367	5,155	4,883	4,367	5,155
係員	129	29.3	3,239	3,828	3,563	3,239	3,828

注:「課長」には、課長相当職である「室長」及び「次長」を含む。
 本法人は「課長補佐」相当職として「副課長」を置いている。



注:教育職員(大学教員)の24～27歳の年齢階層については、該当者が1人のため、第1・第3分位折れ線及び平均給与額折れ線を表示していない。
 (教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	367	55.7	10,222	11,272	10,721	11,272	11,272
准教授	271	44.7	7,715	8,967	8,273	8,967	8,967
講師	84	42.9	7,256	8,434	7,780	8,434	8,434
助教	181	39.2	5,877	6,979	6,411	6,979	6,979
助手	10	51.4	6,517	6,881	6,719	6,881	6,881



注: 医療職員(病院看護師)の20~23歳の年齢階層については、該当者が2人のため、第1・第3分位折れ線及び平均給与額折れ線を表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1		—	—	—	—	—
副看護部長	3	55.2	—	—	7,464	—	—
看護師長	29	51.2	6,772	7,009	6,836	7,009	7,009
副看護師長	73	48.6	5,824	6,704	6,264	6,704	6,704
看護師	269	32.0	3,676	4,815	4,317	4,815	4,815
准看護師	3	59.2	—	—	5,408	—	—

注: 看護部長は該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢、第1・第3分位及び平均額を記載していない。また、副看護部長及び准看護師は該当者が3名のため同様に、第1・第3分位を記載していない。

(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長
人員 (割合)	430	55 (12.8%)	107 (24.9%)	167 (38.8%)	61 (14.2%)	23 (5.3%)
年齢(最高～最低)		41～21	42～27	59～35	59～48	59～44
所定内給 与年額(最高～最低)		2,850～1,926	3,678～2,392	5,090～2,962	5,601～4,496	6,055～5,084
年間給与 額(最高～最低)		3,818～2,587	4,903～3,269	6,992～4,124	7,647～6,274	8,202～7,140

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	部長 課長	部長	部長	事務局長
人員 (割合)	12 (2.8%)	4 (0.9%)	1 (0.2%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)	59～45	59～52	-	-	-
所定内給 与年額(最高～最低)	7,359～5,740	8,330～7,198	-	-	-
年間給与 額(最高～最低)	9,951～7,860	11,398～10,116	-	-	-

注:8級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、級の「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	913	該当者なし	191 (20.9%)	88 (9.6%)	267 (29.2%)	367 (40.2%)
年齢(最高～最低)		-	64～27	59～29	64～31	64～43
所定内給 与年額(最高～最低)		-	5,872～2,744	6,894～3,801	7,609～4,119	9,750～5,341
年間給与 額(最高～最低)		-	7,729～3,746	9,552～5,334	10,247～5,769	13,770～7,593

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	378人	3人 (0.8%)	268人 (70.9%)	74人 (19.6%)	29人 (7.7%)	3人 (0.8%)
年齢(最高 ～最低)		59～58歳	59～23歳	59～35歳	59～39歳	59～50歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,991～3,912千円	4,599～2,384千円	5,366～3,776千円	5,404～4,312千円	5,754～5,098千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,484～5,353千円	6,326～3,259千円	7,316～5,143千円	7,634～5,939千円	7,883～7,228千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1人 (0.3%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)	-	-
所定内給 与年額(最高 ～最低)	-	-
年間給与 額(最高～ 最低)	-	-

注:6級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、級の「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	67.7%	66.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6%	32.3%	33.9%
	最高～最低	46.9～31.5%	45.3～28.7%	43.9～30.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	68.7%	67.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1%	31.3%	32.6%
	最高～最低	40.7～31.2%	37.5～28.2%	37.1～30.0%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.9	65.8	64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.1	34.2	35.6
	最高～最低	46.5～32.5	46.0～28.9	46.2～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9	68.8	67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1	31.2	32.6
	最高～最低	43.1～31.1	39.4～28.3	41.2～29.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	-	-	-
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	-	-	-
	最高～最低	-	-	-
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4	68.3	66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.6	31.7	33.1
	最高～最低	40.7～30.5	37.5～28.8	39.0～30.1

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 86.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 97.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 97.3

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 95.1

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 98.1

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 97.9

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	16,356,268	16,498,138	△141,870 (△0.9)	△298,485 (△1.8)
退職手当支給額 (B)	1,985,846	1,593,222	392,624 (24.6)	346,744 (21.2)
非常勤役員等給与 (C)	2,778,974	2,569,817	209,157 (8.1)	441,543 (18.9)
福利厚生費 (D)	2,376,505	2,342,453	34,052 (1.5)	65,654 (2.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	23,497,593	23,003,630	493,963 (2.1)	555,456 (2.4)

注:「非常勤役員等給与」においては、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 前年度との比較(増減の要因等)

- ・「給与、報酬等支給総額」は、地域手当(1%)の導入により増額となるが、
 - (1) 定員削減(事務5人, 教員8人)による減額
 - (2) 本給表水準の引下げによる現給保障のため、中・高齢者の昇給が抑えられたこと
 - (3) 前年度の定年退職者の後任が低年齢層になったことに伴い、平均年間給与額が下がったことにより、前年度から0.9%マイナスとなった。
- ・非常勤職員(看護師, 特任教員)の増加, 給与額に地域手当(1%)分を加算したことにより、「非常勤役員等給与」が増加したこと及び前年度より定年退職者増による「退職手当支給額」が増加したため、「最広義人件費」は2.1%のプラスとなった。

② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)

及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

- (1) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費の削減目標を設定している。
- (2) 人件費削減の取組の進捗状況
 - ・基準年度の「給与、報酬等支給総額」 16,498,138千円
 - ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 16,356,268千円
 - ・当年度までの人件費削減率 △0.9%

- ③ ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 16,356,268千円
- ・平成17年度の「人件費予算相当額」 17,061,418千円
- ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) △4.1%

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。